

物価高騰等の影響による厳しい経済情勢が続く中でも、新たな分野への進出等に挑戦する中小企業者の皆様へ

# スキルアップのための 教育研修を支援します！

最大  
**10万円**  
(補助率1/2)

## 中小企業人材育成 支援事業補助金

公募締切

令和6年1月31日（水）まで

※公募期間内であっても、予算満額に到達した場合は公募終了いたします

※補助金交付決定日以降に受講した研修等が補助対象となります

※研修等の受講開始日から起算して14日前までに申請してください（必着）

### 補助金活用例

#### 受講する講座

#### 新たに取り組む事業等

- WEB関連のスキル講座 → WEBを活用した新たな事業分野へ進出したい！
- ECサイト構築講座 → ECサイトを構築して販路拡大したい！
- AIビジネス活用講習 → AIを活用した新製品・サービスを開発したい！

■**対象者**：茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者であり、県内において新たな分野への進出等に取り組む者

※従来と同じ事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります

■**対象経費**：新たな分野への進出等に取り組むために必要となる資格取得やスキルアップのための教育研修費等（外部研修の受講料、外部講師の招へい費用（謝金、旅費））

※交付決定日から令和6年2月末日までの間に受講（支払含む）完了するものに限る

■**補助額**：1事業者あたり最大**10万円**（補助率1/2）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ  
TEL:029-301-3525  
MAIL:shosei2@pref.ibaraki.lg.jp

詳細はこち  
ら



# 一 対 象 範 囲 一

【対象範囲】 県内の中小企業・個人事業主（詳細は補助金交付要項に定めるとおり）

【新分野進出等の内容】

- 1. 新分野進出
- 2. 事業転換
- 3. 業態転換
- 4. 事業拡大
- 5. 海外展開
- 6. 生産性向上

※従来と同じ事業分野の中で、単純なメニューの追加等を行う場合は対象外となります。

# 一 必 要 書 類 一

①補助金交付申請書

②研修等の内容がわかる資料（チラシ・パンフレット・HPを印刷したもの等）

③受講料等の金額が確認できる資料

④誓約書（紙申請の場合のみ）

⑤県税の未納がないことの証明書（原本） ※県税事務所で取得してください。

⑥事業活動を証する書面

- ・ 法人の場合：県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し
- ・ 個人の場合：税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の写し

⑦提出書類チェックリスト

※各種様式等は、県産業政策課HP（URLは↓に記載）からダウンロードできます。

※申請書類に不備等があった場合は、交付決定までに要する期間が長くなりますので、お早めに申請してください。

# 一 申 請 方 法 一

○郵送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 宛

○いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請

産業政策課HPのリンクから、申請画面にアクセスできます →

※先着順に受付いたします。

※公募期間内であっても、補助金交付申請額が予算額（500万円）に到達し次第、公募終了とさせていただきます。



## 申請フロー

### 申請の受付

研修等の受講開始日の14日前まで（又は1月31日まで）

### 交付決定

申請受付から2週間以内（申請書類に不備等がない場合）

### 研修等受講

令和6年2月末日まで（受講料等の支払いを含む）

### 実績報告

全ての研修等の終了後30日以内（又は令和6年3月11日のいずれか早い日まで）

### 補助金請求

県がお送りする「補助金確定通知書」を受領後、すみやかに

### 補助金交付

補助金請求受付後、15日程度

※令和5年4月1日から起算して5年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。